

あなたの意見を市政に反映

守谷市障がい者福祉計画（第4期）・守谷市障がい福祉計画（第7期）・守谷市障がい児福祉計画（第3期）（案）

への意見を募集します！

市では、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である「守谷市障がい者福祉計画」や、障がい者福祉施策の円滑な実施のため、障がい福祉サービス等の確保方策を定める「守谷市障がい福祉計画・守谷市障がい児福祉計画」の策定を通じ、障がい福祉の推進を図っています。これらの現計画期間が令和5年度をもって終了することから、次期計画である「守谷市障がい者福祉計画（第4期）・守谷市障がい福祉計画（第7期）・守谷市障がい児福祉計画（第3期）（案）」を作成しました。

これらの計画は、市民の皆さんから提出された意見等を考慮して、最終的に決定しますので、計画（案）に対する皆さんの意見を下記のとおりお寄せください。

皆さんから提出された意見等の概要、意見等に対する本市の考え方や修正内容についても公表いたします。

【案の公表期間及び意見募集期間】

令和5年11月17日（金）から令和5年12月18日（月）まで

【案の入手方法】

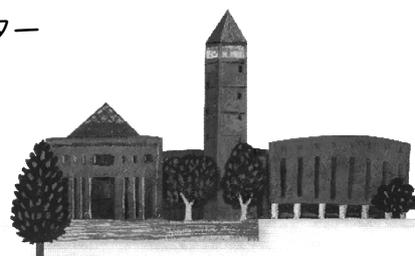
■ 閲覧・配布

市役所社会福祉課、市役所総務課、文化会館、保健センター

■ インターネット

守谷市ホームページ

<https://www.city.moriya.ibaraki.jp/>



【公表案】

・守谷市障がい者福祉計画（第4期）・守谷市障がい福祉計画（第7期）・守谷市障がい児福祉計画（第3期）（案）

【意見を提出できる方】

- ・守谷市内に住所がある方
- ・守谷市内に事務所又は事業所がある方及び法人や団体
- ・守谷市内の事務所又は事業所に勤務している方
- ・守谷市内の学校に在学している方
- ・守谷市に対し納税義務がある方及び法人や団体

【意見の提出方法】

意見書には、提出者の住所・氏名・電話番号を必ず記入して、次のいずれかの方法で提出してください（意見書の様式は特に問いません）。

◎直接持参

守谷市役所 社会福祉課障がい福祉グループ（市役所1階）まで書面で提出

◎郵便（はがき又は封書）

〒302-0198 守谷市大柏950番地の1

守谷市役所 社会福祉課 障がい福祉グループ宛て

◎FAX

0297-45-6527（市役所社会福祉課障がい福祉グループ）

◎電子メール

s.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp

※提出いただいた意見等の概要につきましては、公共施設窓口及び守谷市ホームページにて公表させていただきます。ただし、個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど）は表記しません。また、提出いただいた意見及び個人情報については、この目的以外には使用いたしません。

パブリック・コメントは、いただいた御意見や情報の内容を考慮して施策等の策定を行うものであり、施策等の賛否を問うためのものではありません。

【問い合わせ先】

守谷市役所 社会福祉課 障がい福祉グループ

〒302-0198 守谷市大柏950番地の1

TEL 0297-45-1111 内線164

FAX 0297-45-6527

電子メール s.fukushi@city.moriya.ibaraki.jp